

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
		担当課（室）		選挙管理委員会	
				〇 政見放送を行うことができる基幹放送事業者等	
				〇 候補者等からの申込みにより手話通訳を付して政見を録画する放送事業者	
				〃	

◎岡山県選管告示第四十五号

令和七年七月二十八日任期満了に伴う第二十七回参議院岡山県選挙区選出議員選挙において、候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

令和七年六月二十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

テレビジョン放送	基幹放送事業者	岡山放送株式会社 RSK山陽放送株式会社 テレビせとうち株式会社	一回数	一
	基幹放送事業者	RSK山陽放送株式会社	一回数	一

◎岡山県選管告示第四十六号

令和7年七月二十八日任期満了に伴う第二十七回参議院岡山県選挙区選出議員選挙において、候補者等からの申込みにより手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めた。

令和7年六月二十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

日本放送協会

岡山放送株式会社

RSK山陽放送株式会社

テレビせとうち株式会社